

# 会計年度任用職員を募集します

(こども部 こども政策課)

職種	放課後児童支援員（学童クラブ職員）	
業務内容	児童の育成支援、日誌・クラブだより等の作成、行事の立案・実施、おやつのメニュー作成及び購入、その他放課後児童クラブに関する事	
応募資格	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 放課後児童支援員認定資格を有する方</li><li>2. 保育士資格を有する方</li><li>3. 教諭免許状(幼稚園・小学校・中学校・高校のいずれか)を有する方</li><li>4. 社会福祉士資格を有する方</li><li>5. 高卒で2年以上児童福祉事業の実務経験を有する方</li><li>6. 上記以外で放課後児童クラブに興味のある方</li></ol>	
任用期間	※採用日～令和8年3月31日（1ヶ月間は、条件付採用期間となります。）	
勤務日	週5日（月曜日から土曜日のシフト勤務）。第2、第4土曜日は閉所	
勤務時間	8時30分から18時まで 6時間/日 30時間/週 シフト制	
勤務場所	大山児童センター（宜野湾市大山4-14-3）	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大20日付与 ※初年度は最大12日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇（最大年6日）、子の看護休暇（最大年5日）、夏季休暇（最大3日）、忌引休暇、産前・産後休暇、配偶者出産休暇等
	無給休暇	介護休暇等
報酬額（時給額）	1～4の有資格者 時給1,393円～1,446円 5～6の無資格者 時給1,215円～1,294円	
報酬支給日	月末締め、翌月15日支払い ※期末勤勉手当については、6月10日及び12月10日支払い	
諸手当	期末勤勉手当	年4・6月分（6月と12月に支給） ※任用期間等により対象とならない場合があります。また、本市での経験期間及び任用期間により、支給率が上記と異なる場合があります。
	通勤手当	距離に応じ支給 ※通勤距離が2km以上の方が対象になります。
※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。		

社会保険	<p>週の勤務時間が 30 時間以上かつ 2 ヶ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険の適用となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満</li> <li>・報酬の月額が 8.8 万円以上であること</li> <li>・学生でないこと</li> </ul> <p>※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。</p>
雇用保険	<p>以下の要件を満たす場合は対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週の所定労働時間が 20 時間以上</li> <li>・31 日以上継続して雇用される見込みのもの</li> </ul> <p>※但し、任用期間等によっては対象外となる場合があります。</p>
労災保険	あり
必要書類	<p>別添の宜野湾市会計年度任用職員申込書（市販の履歴書でも可） 資格を証明する書類の写し</p>
応募方法	上記必要書類をこども政策課へ提出して下さい。（郵送、持参いずれも可）
選考方法	書類選考と面接（該当者のみ後日面接のご連絡を差し上げます）
応募期間	定員に達し次第終了
備考	
問合せ先	<p>098-893-4411（内線 3431） 担当：比嘉</p>